

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

平成28年4月12日

契約事務受任者

名古屋市健康福祉局長 杉山 勝

1 業務の概要

(1) 業務名

平成28年度名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業の業務委託

(2) 業務内容

別紙「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を全て満たす法人格を有する団体及びこれに準ずる団体（以下「法人等」という。）であることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他関係法令を遵守できること。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者）であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが

- なされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (8) 中小企業等共同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとならない者であること。
 - (9) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
 - (10) 名古屋市内に事務所又は事業所（営業所、学校等を含む。）を有すること。（本部機能の有無は問わない。）
 - (11) 高齢者福祉及び人材育成分野における研修及び教育に関する業務に携わった実績を有すること。
 - (12) 本委託業務を履行することができるとともに、本市との円滑な連絡調整を図ることができる体制が整備されていること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

（名古屋市役所本庁舎 2階）

電話 052-972-3487 FAX 052-972-4147

メールアドレス a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

担当：小場谷、中村

(2) 募集要項等の入手方法

ア 募集要項等

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <http://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

イ 提出書類等

提出書類等については、平成28年4月12日（火）から5月13日（金）の午前9時から午後5時（午後0時から1時までを除く）まで、(1)の担当部署にて配布する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

平成28年5月13日（金）午後5時00分（必着）

イ 提出場所

(1)に同じ

- ウ 提出部数
1部
- エ 提出方法
持参による

4 審査の手続及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、有識者で構成する「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業受託法人評価委員意見聴取」において下記のように提案者からのプレゼンテーションと質疑を伴う審査を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

- ア 審査予定日 平成28年5月19日（木）
- イ 審査予定場所 名古屋市役所庁舎内
※日時・場所等の詳細については、対象者に別途連絡する。

5 その他

- (1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 見積金額が募集要項に示した契約上限金額を超える提案
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (4) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。また、本市が特に必要と認めたことについては、予算の範囲内で仕様の追加・変更を行うことがありうる。
- (5) その他詳細は、募集要項による。